

介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱いについて

大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課

1 主旨

介護保険事業者及び基準該当事業者（以下、「事業者」という。）は、介護保険事業所及び基準該当事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令及び大阪市要綱（※1）で定められている。

本取扱いは、事業者による本市への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行う介護保険サービス及び第1号事業（以下、「サービス」という。）提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

- (1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等。（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）
- (2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
 - ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
 - イ 感染症及び食中毒については区保健福祉センター保健福祉課（注：各区によって担当名異なる）へ届け出たもの。（7「感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について」を参照。）
 - ウ 利用者の処遇に影響がある事件等。職員（従業者）の法令違反・個人情報流出・医薬品の事故・行方不明等
 - エ その他報告が必要と判断されるもの。

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 負傷等については、骨折及び縫合が必要な外傷等により入院及び医療機関受診を要したもの（施設内の医療処置含む）とする。それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるもの。
- (2) 事業者側の過失の有無にかかわらず報告すべき事故の対象（上記2参照）に該当するもの。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるもの（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）。
- (4) その他報告が必要と判断されるもの。

4 事故の種別

- (1) 転倒 …… 自分の意思からではなく地面またはより低い場所に肘や手などが接触したもの。
- (2) 異食 …… 食べ物以外の物を口に運んでしまう行為があったもの
- (3) 不明 …… 事故の原因がはっきりと分からないもの。
- (4) 転落 …… 転げ落ちたもの。
- (5) 誤薬、与薬もれ等 …… 違う薬を飲ませる等（時間や量・もれ等の誤り・落薬も含む）したもの。施設内又は主治医等の医師による判断・指示を求めた結果も報告。
- (6) その他 …… 虐待、介護ミス、暴力行為、行方不明、法令違反・不祥事等、事業所等の事故（火災等）、交通事故、個人情報流出など。
- (7) 誤嚥・窒息 …… 食事等誤嚥や異物等の誤飲で、上記3の報告すべき事故の範囲に該当するもの。
- (8) 医療処置関連（チューブ抜去等）

5 報告の時期・手順

区役所（利用者の居住区）及び福祉局へ電子メールで報告

ア 事故報告書の第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安にメール送信する。

なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに区役所（利用者の居住区）へ電話等により報告を行い、その後により報告を行う。

イ 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

6 報告事項及び報告様式

(1) 報告事項

- ・サービス提供中及び提供に関連する事故 …… 別紙様式1
 - ・感染症及び食中毒（疑いを含む）の発生 …… 別紙様式2
 - ・感染症及び食中毒（疑いを含む）の終結 …… 別紙様式3
- } の項目を参照

(2) 報告様式

別紙1～3で報告する。

7 感染症及び食中毒が発生した場合の届出等について

集団で生活又は利用する介護保険事業所等（※2）は、感染症及び食中毒が発生又はそれらが疑われる状況が生じ、次のア～ウの場合は、速やかに所管の区役所及び福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）へ報告し、同様に終息後も報告する。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、本市の指示に従う。

<注>

- ・住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関しても本取扱いに準ずる。
- ・利用者の保険者が他市町村（広域連合）の場合は、その保険者の定めによるものとする。

<参考>

(※1)

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、大阪市訪問型サービス（第1号訪問事業）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成30年4月1日施行）、大阪市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成30年4月1日施行）

(※2)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連名通知）」に定める介護保険事業所等

○居宅サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

○地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、地域密着型通所介護

○施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

○介護予防サービス

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護

○地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

○第1号事業

第1号通所事業

○その他

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

<資料>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症並びに五類感染症（令和3年10月1日現在）

一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。)

三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る）

五類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型、A型除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者含む）、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、梅毒（無症状病原体保有者含む）、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）等